

須賀川市第9次総合計画
須賀川市まちづくりビジョン 2023



表紙の絵は、雲の神様と称される背景画家の島倉二千六さんが、須賀川特撮アーカイブセンターミニチュアセット背景画として、須賀川の空をイメージして描いたものです。

須賀川市ではこれまで、本市出身の円谷英二監督が礎を築いた特撮を文化として継承するとともに、地域の宝を通してシビックプライドの醸成に取り組んできました。

表紙には、総合計画を推進し、10年後も皆さんと共に素晴らしい須賀川の空を見続けられるようにとの思いを込めています。

しまくら ちむ
【島倉二千六氏】

円谷英二監督の特撮映画をはじめ、60年以上にわたり多くの背景画を描き続け「雲の神様」とも称されています。円谷英二ミュージアムや須賀川特撮アーカイブセンター内の背景画も手掛けられました。

「共につくる

住み続けたいまち

すかがわ」を目指して



東日本大震災から着実に立ち上がり、創造的復興からの「次の10年」という新たなステージを迎える中、2023（R5）年度を初年度とする須賀川市第9次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2023」がスタートします。

この計画は、10年後の本市を見据えながら、時代潮流、社会経済情勢などに的確に対応できるよう、2027（R9）年度までの5年間のまちづくりの指針とするものです。

新しい総合計画の将来都市像「共につくる 住み続けたいまち すかがわ」は、新たな取り組みとして開催した市民ワークショップや中学生ワークショップなどでいただいたご意見やアイデアを基にしています。この将来都市像には、誰もが安全で安心に、そして心豊かに暮らすことができる私たちの未来を、まちづくりの主体である市民をはじめ、地域、事業者、行政、そして、本市に関わるすべての人が支えあいながら協働してつくっていく意思が込められています。

人口減少や少子高齢化の進行、急速なデジタル化、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症など、社会環境が大きく変化している現在において、SDGsの理念である持続可能なまちづくりを目指すためには、市民との協働によるまちづくりがとても重要です。先人たちが英知と情熱を傾け築き上げた大きな遺産である「市民自治の精神」を受け継ぎ、今後のまちづくりを自分事としてとらえ、力を合わせて取り組む必要があります。

今後とも、須賀川への愛着と誇り「シビックプライド」にあふれ、すべての人にとって「住み続けたいまち」であり続けるために、皆様と一緒に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、市民ワークショップや中学生ワークショップ、地域懇談会、市民まちづくりアンケート、パブリックコメントなどで数多くの貴重なご意見をいただきました皆様、ご審議を賜りました須賀川市総合計画策定審議会並びに市議会の皆様に心より御礼申し上げます。

2023（R5）年3月

須賀川市長 **橋本克也**

目次

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の役割と特徴	2
(1) 須賀川市の最上位計画	2
(2) 総合計画と総合戦略との関係	2
(3) SDGs の理念の反映	3
3 計画の構成と期間	6
(1) 計画の構成	6
(2) 計画の期間	6

第2章 本市の現状と計画の方向性

1 人口の推移と目標	8
(1) 人口・世帯構成の推移と目標人口	9
(2) 年齢3区分別人口の推移	10
(3) 各地域の人口の推移	11
2 産業構造	12
(1) 産業別就業人口の推移	12
(2) 産業の状況	13
3 土地利用	14
4 リスク管理	15
(1) 頻発化・激甚化する自然災害	15
(2) 新型コロナウイルス感染症	15
(3) 様々なリスクへの対応	15
5 市民意識の推移	16
(1) 第8次総合計画の26施策の重要度、満足度	16
(2) まちづくり推進のため力を注ぐべき項目	17
(3) 住みやすさの意識	19
(4) 定住意向、移住意向	19

第3章 まちづくりの基本方針

1 目指す将来の姿	22
(1) 将来都市像	22
(2) シビックプライドの醸成	23
(3) 策定過程における市民参画	24
2 分野別基本方針	28
3 政策・施策の体系	30
4 計画の推進のために	31
(1) 横断的重点ポイント	31
(2) 重点戦略	34
(3) 総合計画の進行管理	37

第4章 政策別基本方針

政策別基本方針の見方	40
分野1 ひと	
政策1-1 子育て環境の充実	42
政策1-2 学校教育の充実	45
政策1-3 生涯学習・スポーツの推進	48
政策1-4 健康で安心して生活できる環境の充実	51
政策1-5 ともに支えあう福祉社会の推進	54
分野2 暮らし	
政策2-1 防災・減災対策の推進	57
政策2-2 安全で安心な生活の推進	60
政策2-3 生活基盤の充実と循環型社会の形成	63
分野3 しごと	
政策3-1 雇用の創出と雇用環境の充実	66
政策3-2 農林業の振興	69
政策3-3 商工業の振興	72
分野4 まち	
政策4-1 地域の宝の活用と交流の推進	74
政策4-2 市民協働によるまちづくりの推進	78
政策4-3 開かれた行政の推進	81
資料編	
市民まちづくりアンケート結果概要	86
須賀川市第9次総合計画策定経過	96
第9次総合計画策定に係る庁内ワークショップ実施概要	98
須賀川市総合計画策定条例抜粋	100
須賀川市総合計画策定審議会委員名簿、諮問書、答申書	102
須賀川市総合計画の推移	104

この計画では、年数を「西暦（略称和暦）年」で表記しています。

例：2022（R4）年12月

なお、略称和暦は、「S=昭和」、「H=平成」、「R=令和」です。

第1章

はじめに

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

我が国は、価値観の多様化や晩婚化、平均寿命の延伸などにより、少子高齢社会が進行したことで、2008（H20）年から人口減少社会が到来しており、本市においても、2005（H17）年をピークに減少傾向に転じています。

人口減少や少子高齢化の進行により、地域コミュニティの希薄化や労働力人口の減少など、様々な課題が顕在化してきています。また、人口減少は地域経済の規模縮小を促し、地域間格差の拡大など、これまで以上に地方財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

さらには、2011（H23）年の東日本大震災や近年多発する地震、2019（R1）年の令和元年東日本台風や集中豪雨などの大規模自然災害による防災意識の高まり、2020（R2）年から続く新型コロナウイルス感染症の影響による日常生活の変化など、大きく社会環境が変化しています。

本市は、東日本大震災から着実に立ち上がり、創造的復興からの「次の10年」という新たなステージを迎えています。

この計画は、本市が「選ばれ」、すべての人にとって「住み続けたいまち」を目指して、市民の皆さんや関係するすべての皆さんが、近世の須賀川の先人たちが築き上げた「市民自治の精神」を受け継ぎ、今後のまちづくりを自分事としてとらえ、共に力を合わせて取り組んでいくための指針として策定します。

2 計画の役割と特徴

(1) 須賀川市の最上位計画

この計画は、2017（H29）年3月に制定した「須賀川市総合計画策定条例」に基づく計画であり、総合的かつ計画的な市政経営を行うための本市の最上位計画です。

(2) 総合計画と総合戦略との関係

「須賀川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「市総合戦略」という。2020（R2）年3月第2期計画策定）」は、国や県の総合戦略を踏まえて策定したものであり、人口減少が進む中、時代の潮流に対応しながら「まち・ひと・しごとの好循環」を目指し、各種施策戦略に取り組んできました。

国では、多岐にわたる地方の社会課題の解決や魅力向上の取り組みを様々な分野におけるデジタル技術の実装を通して、より高度、効率的に推進するため、2022（R4）年度に、国の総合戦略を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

この計画では、デジタルの力を有効に活用して地方創生を推進するための方向性を示す「重点戦略」を位置付け、一体的にまちづくりを進めていきます。

(3) SDGs の理念の反映

SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) は、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を総合的な取り組みとして推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際社会の共通目標です。

2015 (H27) 年の国連サミットで決定した SDGs は、貧困、保健、エネルギー、気候変動などの 17 の国際目標 (ゴール) と 169 のターゲットを設定していますが、SDGs が目指す社会の実現のためには、すべての国、すべての人が実現に向けて役割を果たす必要があり、多様な主体の参画が求められています。

国では、地方での SDGs の推進が地方創生に寄与するとしており、本市では、第 2 期市総合戦略において、各基本事項と関連付けながら浸透を図っています。

SDGs の理念は、本市が実施する持続可能なまちづくりと密接に関係するものです。将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりに向けて、その共通理解を図り、市民や関係する多くの皆さんとの連携をさらに進めることが大切です。

この計画においては、各政策・施策と SDGs の 17 の目標を関連付けることにより、一体的にまちづくりを進めていきます。

なお、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities & Local Governments) は、各目標に対する自治体行政の果たし得る役割を 4、5 ページのとおり示しています。



SDGs の 17 の目標と自治体行政の関係

1 貧困をなくそう



【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。

2 飢餓をゼロに



【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

3 すべての人に健康と福祉を



【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。

4 質の高い教育をみんなに



【目標4】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

5 ジェンダー平等を実現しよう



【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント（能力強化）を行う。

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。

6 安全な水とトイレを世界中に



【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

8 働きがいも経済成長も



【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



【目標9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等をなくそう



【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられるまちづくりを



【目標 11】 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。

12 つくる責任 つかう責任



【目標 12】 持続可能な生産消費形態を確保する。

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に具体的な対策を



【目標 13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさを守ろう



【目標 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさを守ろう



【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正をすべての人に



【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

17 パートナースhipで目標を達成しよう



【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

※和訳参照

目標：外務省

自治体行政の果たし得る役割：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

須賀川市第9次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン 2023」は、基本計画と実施計画で構成します。

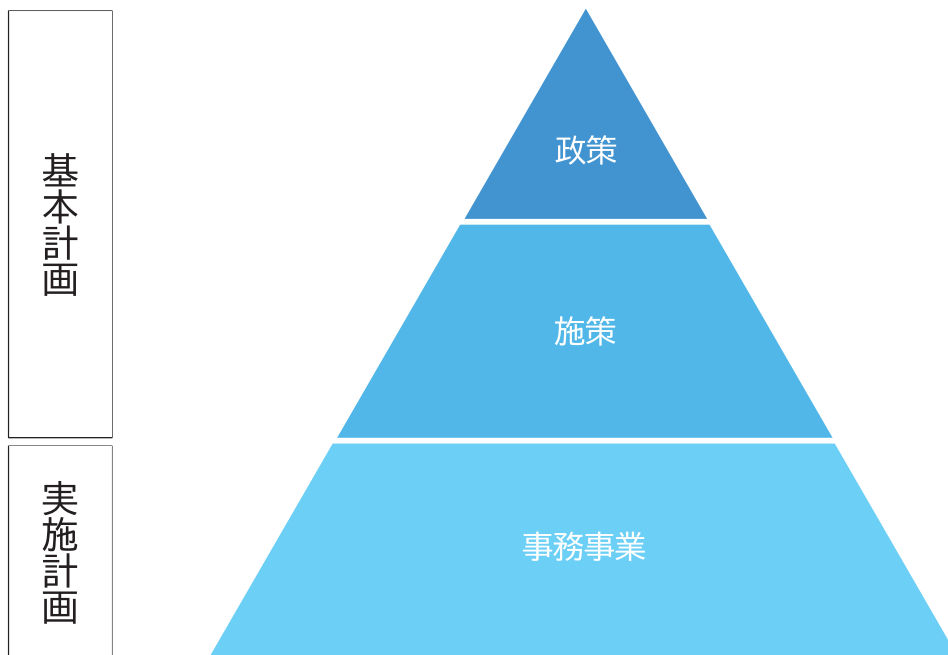
□ 基本計画

本市の将来目標と目標達成のための基本方針を明らかにするとともに、現状と課題を掲げ、各政策の方向を示していきます。

体系は、将来都市像を実現するための指針となる政策、施策で構成し、「ひと」、「くらし」、「しごと」、「まち」の4つの分野で区分します。

□ 実施計画

この計画を実現するための具体的な計画であり、基本計画における施策を実現するために実施する事務事業を示します。



(2) 計画の期間

基本計画の初年度を 2023 (R5) 年度とし、10 年後の本市を見据えながら、時代潮流、社会経済情勢の変化、財政状況などに的確に対応できるよう、計画期間は、2027 (R9) 年度までの 5 年間とします。

実施計画は、当該年度を含む 3 か年の目標値を踏まえながら、毎年度作成します。